		事後審査型制限付一般競争入札(業務委託) 入札公告【共通事項】		
1. 入札参加資 格	(1)	① 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿(物品供給等・業務委託)に当該案件に応じた種目で登録されていること。		
		① 公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること。		
	(2)	② 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の4の規定に該当しない者であること。		
		③ 入札日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。		
		④ 入札日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと 及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。		
	(3)	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き入札日現在による。		
	(4)	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者に ついては行わない。		
	(5)	入札参加資格審査資料(以下「資格審査資料」という。)の提出が必要な案件については、本市の指定する 期限までに、公告本文に定める資格審査資料を提出できること。		
2. 入札参加手続等	(1)	入札参加申請 入札書の提出をもって入札参加申請とする。		
	(2)	入札は紙により行う。郵便等は認めない。		
	(3)	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。		
	(4)	仕様書等の取得方法 公告本文にて定める。		
	(5)	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。		
	(6)	上記(1)~(5)によらない場合は、公告本文に定める。		
3. 入札の方法 等	(1)	入札日時・場所は公告本文に定める。開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。		
7	(2)	入札参加者がない場合は、当該入札を中止する。		
		入札書の提出		
		① 入札書は、入札金額、住所、会社名、氏名等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。		
	(3)	ス札書に記入する入札金額については次のとおりとする。 入札は仕様書に示した単位当たりの単価に使用予定枚数 (60 月分)をかけて算出した額で行うものとし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額 (加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。		
		③ 入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札を行うこと。		

		④ 入札書は、公告本文に定めた時間までに指定の入札箱に投入すること。			
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
		⑥ 代理人が入札を行う場合には、委任状を提出の上、入札書を投入すること。			
4. 再度入札	は、当該 再度入札	上、落札候補者が決定しないときには再度入札を行う。再度入札の結果、落札候補者が決定しない場合 该入札者全員に再度入札に参加する意思を確認し、参加の意思表示をした者がいるときは再度入札を行う。 上の意思表示をする者がいない場合、2回目の再入札でも落札候補者が決定しない場合は、入札を打ち切 5条件を変更せずに直前の入札の最低価格の者と価格交渉を行う。			
5. 入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。				
	(1)	大阪市契約規則(昭和39年規則18号)第28条第1項に該当する入札			
	(2)	1に定める入札参加資格を有しない者がした入札、又は委任状による確認を受けない代理人がした入札			
	(3)	所定の入札書を用いないでした入札			
	(4)	同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部のし た入札			
	(5)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札			
	(6)	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札			
	(7)	申出書類に虚偽の記載をした入札			
6. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	(1)	開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。なお、落札候補者及び入札金額を入札室内で即時公表する。			
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって第3位までの審査順位を決定する。ただし、第4位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第3位までと同様にくじによって審査順位を定める。			
	(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。			
	(4)	前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。			
		① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札 参加者に通知するものとする。			
		落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。			
	(5)	(3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日((4) ②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌日(翌日が大阪市における執 務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ) の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入 札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理 由書(落札候補者用)を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。			
	(6)	(4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。			
	(7)	開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。			
	(8)	開札後落札決定までの間に、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。			

<u> </u>
<i>۱</i> ′۰
要な審
)100 継続契 に支
額を総
/提出
さすべ こつい る。
予定
もあ
と。
す
こと
外措
入札